

シルバー人材センター等からの役務調達に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県が行う役務の調達において、県内のシルバー人材センター及びシルバー人材センター連合（以下「シルバー人材センター等」という。）から役務を積極的に調達することにより、高年齢者の能力の積極的な活用を図ることができるようにし、もって高年齢者の福祉の増進に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) シルバー人材センターとは、高年齢者の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。次号において「高齡法」という。）第37条第2項に規定する者をいう。
- (2) シルバー人材センター連合とは、高齡法第37条第1項に規定する者をいう。

(シルバー人材センター等の登録)

第3条 シルバー人材センター等は、取扱役務について申請書に記載し、提出するものとする。

- 2 前項により提出のあった申請書の内容について、「シルバー人材センター等登録審査会」に諮り、登録するものとする。

(登録の有効期間)

第4条 登録の有効期間は、2年間とし、4月1日から翌年度の3月31日までとする。ただし、登録日が4月1日以降の場合は登録日より翌年度の3月31日までとする。

(登録事項の公表)

第5条 県は、登録したシルバー人材センター等の名称及び取扱役務について、「シルバー人材センター等登録名簿（以下「名簿」という。）」を作成し、公表するものとする。

(調達に関する公表)

第6条 県は、名簿に登録した役務について、年間における発注見通しを公表するものとする。

2 県は、調達後においては、契約の締結状況を公表するものとする。

(シルバー人材センター等からの役務の調達)

第7条 シルバー人材センター等が供給できる役務の調達に当たっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、当該調達に係る契約が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約によることができる場合として、シルバー人材センター等と随意契約により契約を締結するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、シルバー人材センター等からの役務の調達に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年7月12日から施行する。
- 2 第7条の規定は、平成17年8月1日以降行われるシルバー人材センター等からの役務の調達について適用する。
- 3 この要綱は、平成26年3月26日から施行する。
- 4 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。